

「著作権教育研究協力校」における著作権教育の具体的指導方法の研究開発実施要項

平成15年10月15日

文化庁次長決定

1. 趣旨

小学校、中学校及び高等学校における著作権に関する教育について、研究協力校(複数の学校が連携・協力して実践的な研究を行う場合の中心となる学校を含む。)で具体的な指導方法を研究開発し、その実践に基づく研究成果を広く公開することにより、児童・生徒の著作権に関する関心を高めるための各学校の取組を促進させる。

2. 研究主題

児童・生徒の発達段階に応じ、著作権を尊重しようとする態度や著作権に関する基礎的な知識を身に付けられるような具体的な指導方法を開発することを目的として、各研究協力校と協議の上、文化庁が決定する。

3. 研究期間

委嘱の日から翌年の3月31日までとする。

4. 研究教科等

研究を行う教科等については、特に限定しない。

5. 研究協力校の運営

- (1) 研究協力校は文化庁と密接な連絡をとり、その指導・助言の下に研究を行うものとする。
- (2) 研究協力校は、校内における研究体制を整備し、計画的、継続的に研究開発を進めるものとする。
- (3) 研究の運営に当たっては、次の点に留意するものとする。
 - ① 法律の詳細な規定などについては、発達段階を充分考慮して、できる限り取り扱わないこと。
 - ② 「ルール」である著作権を、児童・生徒が体験的に身に付けられるよう配慮すること。
 - ③ 著作権を単に知識として教えるだけでなく、その意義について児童・生徒に考えさせるような指導方法に配慮すること。
 - ④ 指導方法の研究開発に当たっては、文化庁が制作したマンガのパンフレット(中学生向け)や楽しみながら学べる学習ソフト(小学生向け)等の活用を考慮すること。
- (4) 研究協力校は、研究期間終了後、30日以内に、研究成果を概要としてまとめた報告書を、文化庁に提出するものとし、文化庁はその成果を文化庁ホームページにおいて紹介する。

6. 経費

文化庁は、本研究協力校による研究に要する経費として1校につき50万円を上限に支払うこととする。

ただし、連絡調整のための全体打合会を開く場合は別途必要経費を文化庁が用意する。